みどり青申

第107号

一般社団法人
みどり青色申告会
会長　津　本　晃
〒227-0062 横浜市青葉区青葉台2-6-1
ケンシュウ第６ビル５階
ＴＥＬ　045-989-5011
ＦＡＸ　045-989-5022
予約TEL　045-989-5033
e-mail：midori-aoiro@nifty.com
ホームページ：'みどり青色'で検索
編集　広報委員会
予約サイト

給与を支払っている方へ

年末調整相談会開催

専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は
年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。

相談期間：令和８年12月１日(火)～令和９年１月15日(金)まで
※年間の給与額が確定している方は、予約のうえ、年内の早い時期にご来所ください。
※１月６日（水）9:00～11:00 は点検のため、エレベーターが停止します。

相談時間：9:00～12:00、13:00～16:00　※期間内の再予約と超過は1回2,000円
1枠25分間　最大２枠（従業員が1～2名で源泉徴収がない場合は1枠）

■必要書類（コピーを提出する、または控えを手元に保管する場合は予めご自身でコピーをお願いします）

①～④の書類は特にお名前、ご住所、マイナンバーを忘れずにご記入下さい。

①令和８年分給与所得に対する源泉徴収簿
→税務署からは送付されません
（必要な方は事務所まで受取りにきてください）

②給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書
領収済通知書
→税務署から送付
⚠ 税額０円でも納付書は提出

③給与支払報告書（総括表）
→市町村から送付

④給与支払報告書（個人別明細書）
→市町村から送付

⑤ 事業主の本人および番号確認書類
（マイナンバーカードまたは免許証
＋住民票（番号入り）の写しなどのコピー）

控除を受けるために必要な書類
⑥ 令和８年分・令和９年分扶養控除等（異動）申告書
⑦ 基礎控除申告書 兼
配偶者控除等申告書 兼
特定親族特別控除申告書 兼
所得金額調整控除申告書
⑧ 保険料控除申告書
⑨ ⑧の各種控除証明書
（生命保険料、地震保険料等）

準備は次頁参照

ご相談の際は、上記①～⑨の書類等をご記入のうえ、お持ちください。
（①・⑥・⑦・⑧は、当会HPよりダウンロードも出来ます。）▶

緑税務署 人事異動

令和８年
７月10日発令

署　長
田中　智久
タナカ　トモヒサ

副署長
中里　英樹
ナカサト　ヒデキ

個人課税第１部門統括官
金光　昭二
カネミツ　ショウジ

個人課税第１部門指導上席
小佐野　純
オサノ　ジュン

年末調整の変更点と準備

1. 基礎控除、給与所得控除の引上げ

合計所得金額に応じて基礎控除額が令和８・９年分は最大で 104 万円に
また、給与所得控除の最低保障額が 65 万円→74 万円に

準　備　従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書兼
給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼
所得金額調整控除申告書」の記入漏れがないか確認。

2. 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる所得要件が以下の通り引き上げられました
※【　】は、収入が給与だけの場合の収入金額

▶扶養親族・同一生計配偶者
58万円以下→**62万円以下【136万円以下】**

▶特定親族（19歳以上23歳未満）
58万円超123万円以下→**62万円超【136万円超】123万円以下【197万円以下】**

▶配偶者特別控除の対象となる配偶者
58万円超133万円以下→**62万円超【136万円超】133万円以下【207万円以下】**

▶勤労学生
85万円以下→**89万円以下【163万円以下】**

準　備　従業員に、改正により新たに扶養控除等の対象となる親族等がいないか確認。
いる場合、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、
「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の
特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」を再度提出してもらう。

3. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険控除の特例

23歳未満の扶養親族がいる場合、令和８・９年の一般生命保険料控除の額が
４万円→６万円に（合計適用額は、改正前と同様の12万円）

準　備　従業員に 23 歳未満の扶養親族がいるか確認。いる場合、
改正後の計算に基づき「給与所得者の保険料控除申告書」を提出してもらう。

※令和９年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました

◀国税庁 HP
「年末調整がよくわかるページ／
源泉徴収義務者の方へ（令和８年分）」

確定申告についても上記の改正は適用されます。

●扶養している親族がいる場合には、その親族の所得（収入）を把握しておく必要があります。

詳しくは事務局にお問い合わせください。

内閣官房からのお知らせ

「16歳未満の扶養親族」の情報は、今後、**「所得に連動したきめ細やかな給付」が導入される場合には、その事務に活用されることが見込まれます。**「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄（「16歳未満の扶養親族」欄）の**記載もれがない**よう、従業員の方への周知をお願いします。
また、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「16歳未満の扶養親族」欄及び「16歳未満扶養親族の数」欄への確実な記載をお願いします。

会計ソフトをご利用の方へ

青色申告特別控除75万円適用に必須！

優良な電子帳簿保存

令和8年度税制改正により青色申告特別控除額が令和９年分から最高75万円となります。この75万円控除の適用を受けるために、次の3点を必ずご確認ください。

1　あらかじめ税務署に届出をすること

適用を受けようとする法定申告期限までに届出書を所轄税務署へ提出する必要があります。

2　その年の入力開始前（繰越時か期首）にソフトの設定をすること

対応ソフトでも初期設定のままでは適用できません。入力を始める前に「優良な電子帳簿保存の設定」になっているか確認・変更してください。（**ブルーリターンA・ジョブカンは設定不要**）

3　入力はまとめてではなく、遅くとも2ヶ月以内にすること

確定申告時に**1年分をまとめて入力すると対象外**になります。届出時に策定した事務処理規程に則り、取引発生から遅くとも2ヶ月以内にこまめに記帳する習慣をつけましょう。

ソフトの設定や届出書の書き方に不安がある方は、お気軽に事務局までご相談ください。

税制改正セミナーのご案内

参加費無料

青色申告特別控除・飲食料品1％の改正の影響

税制改正セミナー

75万円控除を受けるためにはどうすればいい？
飲食料品が1％になるとどうなる？
などの疑問がある方は是非ご参加ください！

非会員も参加OK　申込はこちら

11月26日（木）
会場参加 スプラス青葉台
または Zoom 参加

第1部　午後2：00～3：20
「所得税・消費税の税制改正の概要」
講師：緑税務署 担当官

第2部　午後3：30～4：00
「税理士による消費税改正アドバイス」
講師：税理士

くらしをつくり、ひとをつくる　Panasonic Homes

相続対策の常識が変わる!?

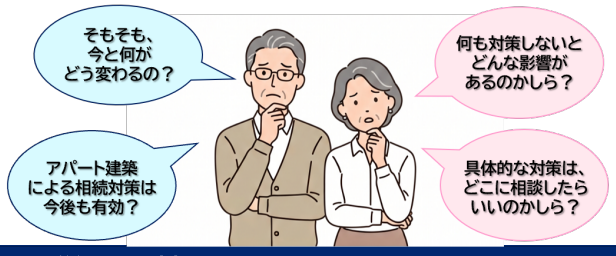

詳細は同封の
「相続対策5年ルール」チラシをチェック！

Aflac アフラック

＜一般社団法人みどり青色申告会担当＞
がん・医療福利厚生制度　募集代理店

株式会社　マイペース
お問い合わせはこちらから！→
０１２０－７８８－７６６

〒226－0011　横浜市緑区中山１－27－６ シロタ中山ビル２Ｆ
TEL 045－938－6070　FAX 045－938－6072
URL https://mypace.co.jp/　E-mail sales@mypace.co.jp

安心　安全　国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

制度の特長

① 経営者のための退職金制度
廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。

② 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。

③ 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室　TEL 050-5541-7171　【受付時間】 平日 9:00～17:00

Be a Great Small.
中小機構

チャットなら24時間いつでも質問！
小規模共済　検索

㈱全国儀式サービス
4つの終活サービス

24時間365日
電話1本 相談無料
全国対応

全国儀式サービス公式キャラクター「しろ」

「葬儀支援サービス」2026年4月1日 制度内容がリニューアル!

万一の際に、全国共通の葬儀３セット（1.充実セット　2.基本セット　3.お別れ火葬セット）を安価で提供。
詳細は全国儀式サービスホームページにてご確認ください。
ユーザー名：gishiki　　パスワード：midori_aoiro

「生前・遺品整理」「相続手続」「不動産売却」
制度運営会社 全国儀式サービス コールセンター
フリーコール 0120-421-493

団体コード 10807

確定申告当日は一度の来所で終了するよう早期にご準備ください。

※特に10万円以上の資産のご購入があった場合
（申告当日のご対応は出来かねます）

決算準備・消費税準備相談会

\\お急ぎください!!//

最終期限　令和８年 11月30日(月)まで
※土日祝日を除く

- 消費税申告に向けた帳簿付け
- 手書きの複式簿記で試算表が合わない
- 今年会計ソフトを初めて使用している
- 減価償却資産を購入した
- 不動産所得で入居者の入退去があった

などの相談会です

決算相談会

期間中の再予約は有料(１回2,000円)になります

相談期間　令和８年 12月１日(火)～
令和９年 1月22日(金)まで
※土日祝日、年末年始休暇(12/26～1/3)を除く

- 決算整理の帳簿上の処理
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認

などの相談会です

メール登録や変更の手続きがお済みでない方 ▶

パスワードを忘れてしまった方 ▶

消費税の確定申告が必要か、決算書や譲渡の内容を再確認！

◎令和８年分の申告・納税が必要な方

（令和８年の売上高を問わず、❶～❹のいずれかに該当する場合は申告・納税の義務があります）

❶ インボイス発行事業者に登録している場合。
❷ 令和６年分の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合。
❸「課税事業者選択届出書」を提出している場合。
❹ その他（「相続があった場合の特例」「みなし登録期間」の適用がある場合）

◎事業用資産、賃貸用資産の譲渡の取扱い

消費税は、販売用の商品だけでなく事業用、賃貸用に使用していた建物や機械、車両等の譲渡（売却や下取り）についても課税されますので、それらも課税売上高に含めて考えます。

◎「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」

登録の取りやめには、届出書をあらかじめ期限内に税務署に提出しておく必要があります。
→例：令和９年分から取りやめる場合、
期限は **令和８年 12 月 17 日（木）まで**

なお、免税事業者が登録申請に係る経過措置の適用により登録を受けた日から、２年を経過する日の属する課税期間の末日までは納税義務があります。

令和７年１月１日登録の場合

令和７年 12月期	令和８年 12月期	令和９年 12月期
適格請求書発行事業者（課税事業者）	適格請求書発行事業者（課税事業者）	適格請求書発行事業者でない事業者（※）

提出：登録取消届出書

（※）課税事業者となるかどうかは基準期間における課税売上高等により判定します。

令和９年１月１日から登録を取りやめるには、**令和８年 12 月 17 日まで**に提出。**同日を過ぎた場合**は、**令和 10 年１月１日**から登録の効力が失われます。

詳しくは事務局にお問い合わせください。

建設業の皆様、ご存知ですか？

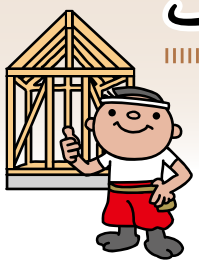

当会では、
一人親方の労災保険を
取り扱っております。

労働保険は、労働者を一人でも雇っている場合に必ず加入することが法律で義務付けられています

労働保険とは…
労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

労災保険とは…
労働者が業務・通勤上の災害を受けた場合に労働者や遺族に必要な保険給付を行います。

雇用保険とは…
従業員の採用、失業の予防等に対し、各種助成金等が支給されます。（要件あり）また、従業員が失業した場合、失業給付金等が支払われます。

個人事業主でも労災保険（※特別加入）に加入することができます。

ご加入、お問い合わせは事務局まで

生命医療共済（シニア選択緩和型）
青色シニアガード

加入しやすい“かんたん告知”
持病をお持ちの方もお気軽にご相談ください

神奈川県福祉共済協同組合
横浜市中区元浜町４－３２
TEL 045-228-0774

第２回青色シニアガード普及推進キャンペーン
最優秀賞を受賞しました。

去る、7月24日（金）、県民共済プラザビルにて開催された県連職員研修会において神奈川県福祉共済協同組合より表彰されました。

税を考える週間

11月11日（水）～17日（火）

国税庁では、毎年11月11日～ 17日を「税を考える週間」として、様々な広報・広聴活動を行っています。
今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民各層・納税者の皆様に日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

（国税庁 HP）

◀ 詳しくは、QR コードを読み取りください。
または「税を考える週間」を検索ください。

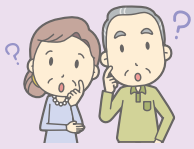

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書はeLTAXで電子提出をご利用ください！

【提出期限】令和９年２月１日（月）です！
※早期提出にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

■固定資産税（償却資産）に関するよくあるご質問
横浜市 償却資産　質問　検索

■償却資産申告書についてのお問い合わせ
横浜市 償却資産センター　検索

横浜市償却資産センター（総務局償却資産課）
TEL：045-671-4384

会員のお店紹介

随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい（初回無料）

中高年のための心のエクササイズ

歌って！笑って！踊って！

あなたの街で！お家で！お店で！
みんなでパワーアップしましょう♡

みそのコミュニケーション
TEL:070-7527-0620
mail:e-misono.0620@gmail.com
https://www.e-misono.com/

三原エツコ
SKD（松竹歌劇団）出身
ピアノ弾き語り奏者
音楽療法インストラクター
メンタル心理ミュージックアドバイザー
ボイストレーナー
介護福祉士

会員特典 専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局(TEL:045-989-5033)まで。

税理士による税務相談　予約制(WEB予約可)

会場　青色申告会事務所　相談時間：50分

11月13日(金)、12月８日(火)、1月18日(月)
9:30～、10:30～、11:30～

12月17日(木)、1月８日(金)
13:30～、14:30～、15:30～
※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除（初年）等のご相談をお受けしております。

協力：東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場　青色申告会事務所　相談時間：50分

①自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談　予約制(WEB予約可)

11月16日(月)、12月10日(木)
14:00～、15:00～　※60日前受付開始

青色家づくりサポート　協力：パナソニックホームズ

②空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談　随時お申込制

協力：株式会社 市萬

社会保険労務士相談　随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。
相談時間：30分間（初回無料）

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。
※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。

弁護士相談　随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。
相談時間：30分間（初回無料）

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。
※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。

NEW 融資相談　随時お申込制

事業の運転資金や機械購入等の設備資金などのご相談をお受けしております。

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

協力：日本政策金融公庫　横浜中央支店

※感染症や悪天候などのやむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご報告

◎令和８年度　第２回臨時理事会

日　時：令和8年9月4日(金)午後5時00 分～
場　所：スカイレストラン「ヒルトップ」
　　國學院大學たまプラーザキャンパス
出　席：理事20名、監事2名
議　題：
　報告事項　1．職務の執行状況報告
　　2．ブロック・委員会・部会・支部からの報告
　協議事項(継続)
　審議事項　1．委員会統合(各規程の変更承認)について
　　2．会費外料金規程の変更について
　その他
　　審議事項は採決により承認されました。

こんな時には事務局までご連絡下さい

お早めに！

転居　廃業　退会　災害　死亡

正会員が火災や水害により被害を被った場合、又正会員が亡くなった場合は、規程に従い、共済金を給付します。

今後の予定

令和 8年
11月　3日 (火・祝)中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり
　　6日 (金)健康診断(緑公会堂)
　　10日 (火)、11日(水)　健康診断(青葉公会堂)
　　14日 (土)土曜日相談会
　　26日 (木)税制改正セミナー
12月　4日 (金)職員会議のため閉所
　　12日 (土)土曜日相談会
　　26日 (土)～翌年１月３日 (日)年末年始のため閉所
令和 9年
1月　9日 (土)土曜日相談会
　　14日 (木)職員研修のため、午後閉所

編・集・後・記

昨今の異常気象には驚かされるばかりです。各地での土石流や長雨、線状降水帯の多発など、地球温暖化の影響を肌で感じる日が増えております。
この季節を迎えますと、いよいよ確定申告が頭をよぎり始める会員様も多いのではないでしょうか。
昨年も基礎控除や給与所得控除の改正がございましたが、本年は青葉台事務所への移転、会費改定などに加え、所得税の壁の引き上げなど、税制面でも多くの変更が行われました。事務局としても多忙な1年となりましたが、会員の皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。
広報委員会としましても、皆様に分かりやすい情報発信に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

（広報委員　相馬）